

平成29年度使用 教科用図書採択について

別添「平成29年度使用 千代田区立九段中等教育学校（後期課程）、特別支援学級（小・中）並びに小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択事務日程」のとおり、平成29年度使用 教科用図書採択事務を行う。

【資料1】千代田区立小・中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱

【資料2】千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

【資料3】平成29年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

（平成28年3月31日付 27初教科第76号の写し）

【資料4】教科書採択における公正確保の徹底について（通知）

（平成28年3月31日付 27文科初第1777号の写し）

【資料5】教科書の採択方針について（答申）

【資料6】教科書展示会の実施について



平成29年度使用 千代田区立九段中等教育学校（後期課程）、特別支援学級（小・中）  
並びに小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択事務日程

月	教育委員会事務局	九段中等教育学校 （後期課程）	特別支援学級 （小・中）	小・中・中等教育 学校（前期課程）	展示会
5月	5/24（火）教育委員会【報告】 ・平成29年度使用 教科用図書の採択 事務日程等				
6月	6/6（月） ・九段中等教育学校長へ調査研究及び 選定依頼 ・特別支援学級設置校長に、調査研究 及び申請依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員会設置</li> <li>・要綱及び委員名簿を区教委 へ提出</li> <li>・調査研究</li> <li>・選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究</li> <li>・選定</li> </ul>		6/16（金） 会場設営 6/17（金） 展示会開始 （於：千代田 図書館）
7月		7/15（金） ・選定理由及び結果報告 （→事務局）	7/15（金） ・申請理由及び結果 報告（→事務局）		7/1（金）
8月	8/23（火）教育委員会【議決】 【九段中等教育学校（後期課程）教科 用図書の採択】 【特別支援学級（小・中）教科用図書 の採択】 【小・中・中等教育学校（前期課程） 教科用図書の採択】 8/31（水）採択結果報告（→東京都）				※現在使用してい る教科用図書を採 択



## 千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

17千教教指発第79号  
平成17年5月11日教育長決裁  
平成19年4月2日教育長決裁  
平成20年4月1日教育長決裁  
平成21年4月1日教育長決裁  
平成22年4月1日教育長決裁  
平成26年4月1日教育長決裁  
平成27年4月1日教育長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科用図書について、千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (採択の基本方針)

第2条 調査研究が、十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択する。

### (採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

### (教科用図書選定委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。

- 2 選定委員会は、教育委員会の任命する次の委員をもって構成する。  
学識経験者2名、千代田区立小・中・中等教育学校長又は副校長、主幹教諭等10名、保護者代表2名
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、選定委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、教育委員会が招集する。
- 9 選定委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 選定委員会は教科用図書調査委員会の報告を受け、調査研究及び審議を行い教育委員会に答申する。

### (教科用図書調査委員会)

第5条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために、教科毎に教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設ける。

- 2 調査委員会は、教科毎に、小・中・中等教育学校長から推薦された7(2)名ずつの委員及び選定委員会委員1名をもって構成する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長は、選定委員会委員があたり、副委員長は委員が互選する。
- 6 委員長は、調査委員会を総理する。



- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 調査委員会は、選定委員会が招集する。
- 9 調査委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 調査委員会は、教科毎に調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

(教科用図書研究会)

- 第6条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために学校毎に教科用図書研究会(以下「研究会」という。)を設ける。
- 2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。
  - 3 研究会は、校長が総理し、副校長が補佐する。
  - 4 研究会は、教科毎に研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

(特別支援学級で使用する教科用図書の採択)

- 第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請による。

(審議の公正確保)

- 第8条 採択を公正かつ適正に行うために、選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は、調査研究上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、選定委員会議事録については、採択終了後公開するものとする。

(確認書の提出)

- 第9条 選定委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書選定に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

(所管)

- 第10条 選定委員会に関する庶務は、千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課の所管とする。

(委任)

- 第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付則(17千教教指発第79号)

- 1 この要綱は平成19年5月12日から施行する。

付則(19千教指発第337号)

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付則(20千こ育指発第247号)

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

付則(21千こ育指発第184号)

- 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付則(22千子指導発第208号)

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

付則(26千子指導発第268号)

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

付則(27千子指導発第172号)

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

平成 22 年 6 月 11 日  
千代田区教育委員会

## 千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

### 1 教科書採択に当たっての留意事項について

次の事項に留意し、総合的に判断し、教科書の採択を行う。

- (1) 採択は、採択権者である千代田区教育委員会が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う。
- (2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「附則第 9 条図書」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (3) 区立九段中等教育学校の生徒の実情等を十分配慮する。

### 2 教科書の採択について

#### (1) 教科書調査研究資料の活用

教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、次の項目について、区立九段中等教育学校で使用することが適当であるかについて検討する。

- ア 内容
- イ 構成・分量
- ウ 表記・表現及び使用上の便宜
- エ 発展・補充・その他

#### (2) 教科書の採択

教科書、教科書調査研究資料、上記検討結果及び学校の選定結果等を総合的に判断し、区立九段中等教育学校後期課程で使用することが適当と認めた教科書を採択する。

### 3 教科書の選定について

区立九段中等教育学校は、次の事項に留意し、教科書の選定を行うこと。

なお、その権限と責任は校長にある。

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、学校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とすること。
- (2) 校長は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、教科書の調査研究を行うこと。
- (3) 校長は、教科書の調査研究結果及び生徒の実態等を踏まえて、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」のうちから、最も適切な教科書を選定すること。
- (4) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告すること。

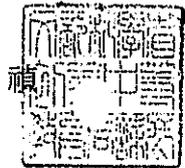
1000



27 初教科第 76 号  
平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 望月



(印影印刷)

平成 29 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

平成 28 年度における教科書採択の事務処理については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1777 号各都道府県教育委員会教育長宛て文部科学省初等中等教育局長通知)のほか、さらに、下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

国立学校及び私立学校については、おって、この通知の写しを附属学校を置く国立大学法人の長及び都道府県知事宛てに送付しますので、協力して周知をお願いします。

## 記

### 1 高等学校用教科書の採択について

高等学校の現行の学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成 29 年度使用）」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

従前の学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

なお、各教科書発行者においては、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、障害その他の特性の有無にかかわらず生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても留意することが望ましいこと。

### 2 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について

(1) 学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）並びに学校教育法附則第 9 条の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教科用図書（以下「高等学校用一般図書」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

(2) なお、義務教育諸学校における特別支援学校・学級用一般図書の採択に当たっては、まずは文部科学省著作教科書や文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に以下の①から⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかにかかわらず、平成 28 年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。）。

- ① 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものが適切であること。
- ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であること（特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切ではない。）。
- ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

- ⑥ 分冊となっている一般図書を採択する場合、予算上後期用を予定していないため、年度当初にまとめて採択すること。ただし、弱視児童生徒のために検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行している、いわゆる「拡大教科書」や、教科書を点訳した点字教科書については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。  
また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合であっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

- (3) 都道府県教育委員会は、特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の展示会を開催することができるが、その際、特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

### 3 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先・送付部数について

教科書見本の送付先と送付部数限度は「平成 29 年度使用教科書の採択における教科書見本の送付先及び送付部数限度について」（平成 28 年 3 月 31 日付け事務連絡）において教科書発行者に対して指導がなされていること。

#### [小学校・中学校]

平成 28 年度は、小学校及び中学校用教科書については、基本的に平成 27 年度と同一の教科書が採択されることとなるため、見本は送付されない。

#### [高等学校]

高等学校用教科書見本については、平成 27 年度に新たに検定を経た高等学校用教科書の見本に限り送付することができるものとし、その送付先と送付部数の上限は下記のとおりとする。

・都道府県教育委員会	:	各 6 部
・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する市町村教育委員会	:	各 1 部
・高等学校	:	各 1 部
・教科書センター	:	各 1 部

(2) 教科書見本の送付時期について

採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付することとされており、4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされていること。

(3) 送付できる教科書見本について

教科書見本を送付することができるのは、平成27年度に新たに検定を経た教科書のみであるが、平成29年度に新たに設置される高等学校に対しては、採択権者の求めに応じ、それ以外の教科書の見本についても、1部を上限として送付することができること。

(4) 教科書見本の保存について

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できるとしているが、次の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行い、万一滅失した際には、原則として各教育委員会等において保管している見本を活用すること。

4 教科書展示会について

(1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書の内容を知っていただくための取り組みであること。

(2) 平成28年度の、教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間（法定展示期間）は、6月17日から14日間である（平成28年3月3日付け文部科学省告示第42号）ので留意すること。

(3) 法定展示期間内は必ず教科書展示会を開催すること。なお、法定展示期間外であっても、教科書見本がそろい次第、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、工夫すること。

(4) 各都道府県教育委員会においては、教科書展示会の開催時期・場所等について、教員、教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、左記については、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会の教科書展示会についての情報を公開することから、平成27年度と同様、平成28年度教科書展示会についてのWebページを開設した場合は、速やかに文部科学省教科書課に報告すること。

(5) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書に対しては、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

(6) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間

保存することとされていることに留意すること（次年度使用教科書のみ）。  
なお、1年の保存期間終了後においても、教科書センターや図書館等において保存や展示を行うなどして活用されることが望ましいこと。

## 5 需要数報告について

(1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであることから、需要数の把握に当たっては、可能な限り正確なものとなるように努めること。

(2) 各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を厳守すること。需要数報告期限の厳守のため、都道府県教育委員会においては、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 需要数報告期限後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うことが望ましいこと。

(4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

(5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：検定済教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。

なお、障害のある児童生徒が使用する音声教材についても、その普及促進を図るため、必要とする児童生徒数等について把握するための調査を併せて実施するので留意すること。

## 6 教科書センターについて

教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれか

の展示を止めた場合には、その旨を文部科学省教科書課に報告することとされていること。

#### 7 採択地区の変更について

採択地区を設定し、又は変更したときは、都道府県の広報等で告知し、関係者に周知徹底するとともに、文部科学大臣にその旨を報告する必要があること。採択地区の変更に当たって教科書の採択・給与に不明な点がある場合には、事前に文部科学省教科書課まで相談すること。

#### 【担当】

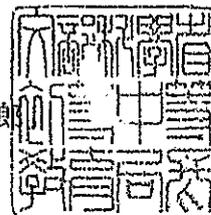
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576



27文科初第1777号  
平成28年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松 親次郎



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材であり、その採択については、公立学校については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校及び私立学校については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の権限と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすことが重要となります。

平成27年度においては、平成26年度以前に、複数の教科書発行者が厳格な情報管理が求められている検定申請本を教員等に関覧させた上で意見を聴取した事案や、また、その対価として金品を支払っていた事案等が発覚したことを受けて、都道府県教育委員会等の協力の下、教科書採択への影響等について調査を行ったところであり、その結果について、本日公表したところです（別添1）。

さらには、このような不適切な行為の対象となった教員等の中に、調査員等として、その後の教科書採択に関与し得る立場となった者が少なからず含まれていたことにより、結果として、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態に至ったことについては、非常に遺憾であります。

当該教員等に対しては、任命権者及び服務監督権者において、事案当時における職制や採択への関与の有無・程度等を踏まえた上で、法令や各自治体が定める条例・規則等にのっとり、厳正に対処していただくようお願いいたします。

今回の事案の反省に立った上で、平成28年度以降における教科書採択に当たっては、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底することが必要となります。

については、今回の事案及び平成 27 年度における教科書採択の状況調査の結果（別添 2）も踏まえ、今後の教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴教育委員会の委員及び関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校、教員等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すようお願いします。

おって、この通知の写しを附属学校を置く国立大学法人の長及び都道府県知事宛てに送付しますので、国立大学法人及び私立学校担当部署と協力し、域内の国立学校及び私立学校に対する周知をお願いします。

なお、教科書採択に関する事務処理の詳細については、別途通知しますので、これも十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

## 記

### 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

#### (1) 教科用図書選定審議会委員又は調査員等の選任について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

このため、選定審議会委員や調査員等の選任及びこれらの者の具体の審議や調査研究に当たっては、追って送付する著作編修関係者名簿を確認するとともに、各教育委員会内の関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※ なお、平成 29 年度以降における教科書採択に当たっては、採択権者の便宜のため、著作編修関係者名簿のほか、教師用指導書の執筆者についても、教科書発行者から都道府県教育委員会に対して情報提供を行う予定としているため、あらかじめ承知願いたい。

#### (2) 教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に対して送付することができる教科書見本の種類・部数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に対して通知しており、それを超える教科書見本の送付、又は教育委員会関係者若しくは教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

このため、これらの者から教科書発行者に対しても、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。

※ なお、各教育委員会等に対して送付することができる教科書見本の部数の上限については、平成 29 年度以降における教科書採択に向けて、平成 28 年度中に検討を行い、別途通知することとしているため、あらかじめ承知願いたい。

- 上記にかかわらず、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 14 条の規定により、都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限とされている 9 月 16 日より後の期間において、各学校における翌年度の授業研究・教材研究等のために、採択権者とその管理する学校の意向を取りまとめた上で、採択した教科書の見本の献本について、教科書発行者に対して任意の協力を依頼することは差し支えないこと。ただし、献本を依頼する部数については、

当該採択権者が管理する学校数を上限とすること。

その際、9月16日以前の期間に、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して9月16日より後の期間に教科書見本を献本するよう求める行為は厳に慎むこと。

### (3) 過大な宣伝行為等への対処について

- 採択期間中において、教科書発行者が、教育委員会関係者や学校関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝行為を個別に行うことは、特段の問題はないものとされているが、その宣伝行為により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過大な宣伝行為等を慎むよう指導を行うとともに、一般社団法人教科書協会においても「教科書宣伝行動基準」の見直しを行い、より実効的な自主規範として、追って送付する「教科書発行者行動規範」を定めることとしている。このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。

その際、文部科学省の指導や「教科書発行者行動規範」に違反する行為について、教科書発行者に対して求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者から申出があった場合にもその申出を明確に断るよう留意すること。

- 教科書発行者に限らず、外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な教科書採択を行うこと。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部からの不当な働きかけ等により教科書採択の公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省宛てに報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝行為等の過熱を防止するため、9月16日以前の期間においては、教科書に関する講習会又は研修会等を主催しないよう、また、関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

※ 「講習会又は研修会等」とは、2以上の学校の教員等を対象としたものを想定しているが、疑義が生じる場合には、文部科学省宛てに問い合わせ願いたい。

※ 公正確保を前提とした教科書発行者による合同の説明会については、平成28年度中に具体化に向けた検討を行う予定であるため、あらかじめ承知願いたい。

#### (4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理が求められていることから、教科書採択を勧誘するための営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教員等に対して周知を徹底すること。
- 追って送付する著作編修関係者名簿に記載された教科書の著作・編集者等及び教師用指導書の執筆者については、検定期間中に検定申請本又はその内容の一部を了知することとなり、これらの者については特定の教科書発行者と関係を有することから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

#### (5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。
- 一方で、仮に教科書発行者と教員等の認識が教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教員等に対して指導を徹底すること。具体的には、
  - ・ 教員等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合、また、場合によっては金銭等を受け取らない場合であっても、その可否・手続等については、法令や各自治体が定める条例・規則等に従う必要がある旨の周知を行うこと
  - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教員等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
  - ・ 教員等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教員等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

#### (6) 文部科学省に対する情報提供について

本通知及び「教科書発行者行動規範」に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為を確認した場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教員等に対して

指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に対して速やかに情報提供を行うこと。

## 2. 教科書採択方法の改善について

### (1) 採択権者の権限と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教員等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。
- 公立学校において使用される教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教科書見本は基本的に教育委員会の教育長及び委員の人数分が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添2参照）を踏まえると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難いこと。  
具体的には、教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、採択決定に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用される教科書については学校ごとに異なる種類の教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用される教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択が行われるようなことがないように、採択権者としての責務を適切に果たすこと。  
この観点から、これらの学校において使用される教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県・市町村の教育目標等を踏まえた採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。
- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校の校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされていることから、適切にその責務を果たすことが必要であること。

### (2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校において教科書の調査

研究期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科ごとに適切な数配置するなど体制の充実を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、教科書採択により広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

### (3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用される教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに終わらなければならないとされていること。
- 高等学校において使用される教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、9月16日までに都道府県教育委員会から文部科学省に対して教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

### (4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用される教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

### (5) 教科書の採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に関する結果・理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第 15 条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校及び私立学校の学校長に対して、努力義務が課されているところであるが、公表状況に関する調査結果（別添 2 参照）を踏まえると、その公表状況は未だ不十分と考えられることから、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。
- 高等学校において使用される教科書についても、義務教育諸学校に準じてその採択結果・理由等の公表に努め、採択権者である教育委員会や学校長は、適宜、説明責任を果たすことが求められること。

### 3. 平成 28 年度の教科書採択における留意事項について

平成 28 年度における教科書採択については、上記及び下記事項を踏まえた上で、採択権者の権限と責任により適切に行うこと。

#### (1) 義務教育諸学校用教科書について

平成 28 年度においては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により、特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成 27 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、上記にかかわらず、無償措置法施行規則第 6 条第 3 号又は第 4 号に掲げる場合には、平成 27 年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。その場合には、教科書発行者に対して、調査研究に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

#### (2) 高等学校用教科書について

平成 28 年度においては、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する「高等学校用教科書目録（平成 29 年度使用）」に記載されている教科書のうちから平成 29 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

#### (3) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校においては、学校教育法附則第 9 条の規定により、教科書目録に記載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、別途送付する採択に関する事務処理に関する通知を参照すること。

#### (4) その他

平成 28 年度においては、高等学校用の教科書及び小学校用の教科書（特別の教科 道徳）の検定が行われることとなるため、申請受理種目及び期

間を確認の上、教員等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

**【参考】** 平成 28 年度における検定申請受理種目及び期間について

(高等学校用教科書)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1355413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1355413.htm)

(小学校用教科書)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1359756.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1359756.htm)

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話 03 (5253) 4111 内線 2576

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

教科書の採択方針について（答申）

平成28年3月24日開催の教育委員会で決定された諮問事項について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、平成29年度使用教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 採択権者の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情を十分配慮すること。
- (4) 採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の調査研究について

- (1) 東京都教育委員会は、平成28年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の一般図書について検討し、調査すること。
- (2) 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の調査研究に当たっては、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、次の項目について検討すること。

ア 内容

イ 構成上の工夫

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、合わせて検討すること。

## 教科書展示会の実施について

### 1 目的

保護者等区民に教科書を公開することにより、教育内容への一層の関心と理解を深めることを目的とする。

### 2 内容

教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき、法定展示会を14日間開催する。

### 3 展示期間

平成28年6月17日（金）から7月1日（金）までの14日間  
※会場（千代田図書館）の休館日である6月26日（日）を除く。

### 4 展示時間

千代田図書館の開館時間と同じ

- ・月～金 午前10時から午後10時まで
- ・土 午前10時から午後7時まで
- ・日・最終日 午前10時から午後5時まで

### 5 展示教科書

「小学校」「中学校・中等教育学校前期課程」「中等教育学校後期課程」の3つの区分で、各教科の教科書を展示する。

### 6 展示会場

千代田図書館 第3研修室（区役所9階）

